

入札説明書

令和8年7月1日公告の「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託に係る一般競争入札については、関係法令の定めによるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年7月1日

2 入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

(3) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格の要件

この公告に入札参加できる者は、群馬県の令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「物件等資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するのに支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (6) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の等級区分がA又はBの者であること。

4 入札参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書兼誓約書及びその他の添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 提出期限

令和8年7月16日（木）午後5時【必着】

② 提出様式

次に示す別添の様式による

・【様式1】入札参加申請書兼誓約書

・【様式2】課税（免税）事業者届出書

③ 提出方法 電子メールによる。

※件名を「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託：入札参加申請書（●●※企業名）」とすること。

※電話（下記④記載の電話番号あて）で電子メールの受信確認をすること。

（電話受付時間：月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）

④ 提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁24階

群馬県教育委員会総務課学びのイノベーション戦略室政策企画係

電話：027-898-3798 Eメール：kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は別添「【様式3】入札参加資格確認通知書」による書面にて、令和8年7月17日（金）までに電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨を通知する。

(4) その他

① 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

② 提出された書類は、返却しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

① 提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月22日（水）までの毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁24階

群馬県教育委員会総務課学びのイノベーション戦略室政策企画係

(2) 説明を求められたときは、令和8年7月23日（木）までに、説明を求めた者に対し書面にて電子メールにより回答する。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時
令和8年7月24日（金）午前10時30分から
- (2) 入札執行の場所
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁29階 295会議室
- (3) その他
入札の執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（【様式3】入札参加資格確認通知書）又はその写しを持参すること。

7 入札方法等

- (1) 入札は別添「【様式4】入札書」により作成し、封筒に封入の上、封筒の表に氏名及び『令和8年7月24日開札の「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託に係る一般競争入札書在中』と朱書きして記載すること。
- (2) 入札は、入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を別添「【様式5】委任状」により作成して入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (3) 郵送により入札する場合は、書留郵便に限ることとし、令和8年7月23日（木）午後5時までに、下記の提出先に群馬県教育委員会総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒にも『令和8年7月24日開札の「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託に係る一般競争入札書在中』と朱書きすること。郵送後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

【提出先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁24階

群馬県教育委員会総務課学びのイノベーション戦略室政策企画係

- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満に端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行う。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

8 入札保証金

群馬県財務規則第173条第2号により免除

9 契約保証金

群馬県財務規則第199条第3号により免除

10 開札

開札は、「6 入札執行の日時及び場所等」に掲げる日時において、入札者を立ち合わせて行う。この場合に立ち会わない入札者がある時は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

11 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

13 契約書の作成

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

14 入札参加の辞退

「4 入札参加資格の確認」において申請書等を提出した者が入札の参加を辞退する場合は、速やかにその旨の文書を別添「【様式6】入札辞退届」により作成し、電子メールにより「4 入札参加資格の確認 ④」に記載のメールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

15 入札説明書に関する質問受付

- (1) 受付期間
令和8年7月1日（水）から令和8年7月14日（火）の午後5時まで
- (2) 質問様式
別添「【様式7】質問票」による
- (3) 質問方法
質問様式に記載の上、電子メールにより提出する。電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。なお、電話による連絡は、受付期間中の土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までにを行うこと。
- (4) 提出先
Eメール：kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

(5) 回答方法

令和8年7月17日（金）午後5時までに、群馬県ホームページにより回答を公開する。
回答は入札説明書及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。

16 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 仕様書記載の「発送先リスト」等は、入札参加資格を認めた者に、電子メールにて送付する。このリスト等は、本入札手続以外の目的で使用してはならない。